

バギーのミニカー登録について

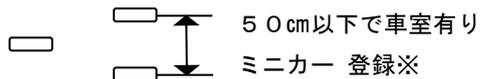
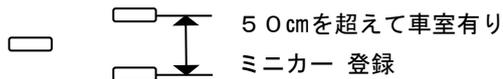
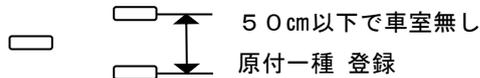
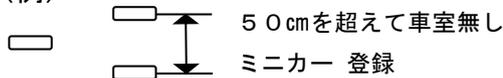


三輪・四輪バギーを「ミニカー」で登録するには、法令で定められた次の条件を全て満たすことが必要です。

1. ミニカーとして必要な条件

- (1) エンジンの排気量が20cc超50cc以下（定格出力0.25kw超0.60kw以下）であること。
- (2) 車室を有すること。又は、前輪又は後輪の輪距（タイヤの中心からタイヤの中心までの距離）のうち、最大のものが50cmを超える三輪以上の車であること。

(例)



※ただし側面が構造上開放された車室であるものは原付一種 登録

(例) ピザ配達用の三輪車は原付一種

- (3) 道路運送車両法における車両の保安基準を満たしていること（公道走行できるもの）
 - ・ヘルメットは必要ありませんが、着用をお勧めします。
 - ・ミニカーを運転するには、普通自動車運転免許証が必要です。

2. 新規に登録するときに必要なもの

- (1) 販売証明書または廃車証明書（廃車受付書の場合は譲渡証明書が必要）
- (2) 輪距と全体像のわかる写真（又はカタログ、仕様書）
- (3) 届出者の本人確認書類
- (4) 届出者が所有者と同一住所以外は委任状が必要（本人記入の申請書の場合は不要）

3. 排気量が50ccを超えるものは、市役所では登録できません。

- ・ミニカー登録できません。また、小型特殊自動車にも該当しません。
- ・登録申請については、下記へお尋ねください。
- ・近畿運輸局京都運輸支局 Tel 050-5540-2061（ヘルプデスク）
京都市伏見区竹田向代町37
- ・軽自動車検査協会京都事務所 Tel 050-3816-1844（コールセンター）
京都市伏見区竹田向代町51-12

【お問い合わせ先】

福知山市財務部税務課市民税係
電話0773-24-7024

